

千葉県告示第422号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、千葉県営住宅を退去した滞納者の家賃収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年5月25日

千葉市長 熊谷俊人

1 受託者の所在地及び名称

東京都港区芝浦三丁目16番20号

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英利

2 委託する事務の種類

千葉県営住宅を退去した滞納者の家賃収納業務

3 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで